

# 総務政策常任委員会資料

## 目 次

	頁
1 特別議案	
(1) 議案第18号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例・・・・・・・・・・	1
(2) 議案第19号 知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例・・	2

令和3年11月25日

総 務 部

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

人 事 課

1 改正の理由

令和3年の民間給与との較差等を踏まえ、人事委員会から職員の給与に関する勧告があったことから、期末手当の改定を行うものである。

2 改正の内容

人事委員会勧告に基づき、期末手当の支給月数を0.1月（再任用職員については、0.05月）引き下げる（会計年度任用職員については、翌年度から引き下げ。）。

【一般職員の例】

		6月期			12月期			年間		
		期末	勤勉	計	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計
現 行		1.3	0.925	2.225	1.3	0.925	2.225	2.6	1.85	4.45
改 正 後	3年度	1.3	0.925	2.225	1.2	0.925	2.125	2.5	1.85	4.35
	4年度以降	1.25	0.925	2.175	1.25	0.925	2.175	2.5	1.85	4.35

3 改正を要する条例

- (1) 職員の給与に関する条例（昭和29年条例第40号）
- (2) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年条例第1号）
- (3) 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第12号）

4 施行期日

公布の日から施行する。

ただし、令和4年度以降分は、令和4年4月1日から施行する。

## 知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例

人 事 課

## 1 改正の理由

一般職の改定状況等を踏まえ、特別職に係る期末手当の支給月数の改定を行うものである。

## 2 改正の内容

一般職の改定状況等を踏まえ、期末手当の支給月数を0.1月引き下げる。

		6月期	12月期	年間
現 行		1.675	1.675	3.35
改正後	3年度	1.675	1.575	3.25
	4年度以降	1.625	1.625	3.25

## 3 改正を要する条例

- (1) 知事等の給与及び旅費に関する条例（昭和28年条例第17号）
- (2) 常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例（昭和31年条例第36号）
- (3) 議会の議員の給与等に関する条例（昭和31年条例第45号）
- (4) 企業局長の給与及び旅費に関する条例（昭和41年条例第46号）
- (5) 教育長の給与等に関する条例（平成12年条例第36号）
- (6) 病院局長の給与及び旅費に関する条例（平成18年条例第21号）

## 4 施行期日

公布の日から施行する。

ただし、令和4年度以降分は、令和4年4月1日から施行する。